

川口市告示第 896 号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

令和 6年11月29日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 特定生産緑地を解除する土地の区域及び面積

別紙のとおり

特定生産緑地（川口市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

| 番 号 | 位 置 | 特定生産緑地の面積 |
|-------------|---------------------------------|-----------|
| 特定 新郷第96号 | 川口市江戸3丁目地内 | 約 0.17 ha |
| 特定 神根第38号 | 川口市大字木曾呂字天神下地内 | 約 0.17 ha |
| 特定 神根第68号 | 川口市大字東内野字金崎地内 | 約 0.13 ha |
| 特定 神根第69号 | 川口市大字東内野字金崎地内 | 約 0.01 ha |
| 特定 安行第54-1号 | 川口市大字安行領家字前地内 川口市大字安行原字小清水地内 | 約 0.54 ha |
| 特定 安行第63号 | 川口市大字安行領家字前地内 | 約 0.03 ha |
| 特定 安行第95-3号 | 川口市大字安行慈林字上村中地内 | 約 0.12 ha |
| 特定 安行第96号 | 川口市大字安行慈林字子神地内 | 約 0.15 ha |
| 特定 戸塚第39号 | 川口市大字差間字立野橋前地内 | 約 0.21 ha |